伯耆町 建康ポイン| 対象事業

食生活改善 推進員養成講座 受講生募集

- ●とき/9:30~13:30【全7回】
 - ●7月6日 ※7月6日のみ13:30~16:00
 - ●7月24日 ●8月18日
 - ●9月7日 ●10月2日 ●10月20日
 - ●11月11日
- ところ/ 岸本保健福祉センター

地域の栄養改善活動に協力していただく食生 活改善推進員を養成します。自分の健康、家族の 健康、さらに地域の健康へと、健康づくりの輪を 一緒に広げませんか?男性の参加も大歓迎!!

● 募集要件

- 1 伯耆町在住で、食生活や健康づくりに 関心がある
- 2 5回以上出席できる
- 3 講座修了後、地域で栄養改善ボランティ アに参加できる
- 内容病気の予防、食生活、運動、休養 などについての講義と実習
- 定 員 20名 (申込み順)
- 申込み 6月19日(金)までに下記までお 電話ください

健康対策課 健康増進室 申込み・問い合わせ先 TEL: 68 - 5536

伯耆町 建康ポイント 対象事業

孫・ひ孫育て

無料•要予約

子育ての一番の協力者で、頼れる存在である祖父 母世代の皆さんを対象に、セミナーを開催します。 お孫さんだけでなく、地域の子育て支援に関わって みたい方の参加も大歓迎です。

開催日時と内容

● 6月16日(火)10:00~11:00 子どもと楽しむ絵本の世界

講師:えほんやとこちゃん 高橋 素子 氏

- 2 7月2日(木) 10:00~11:00 安心・安全アロマで虫よけスプレーづくり 講師:アロマセラピスト 牧野 秀美 氏
- 3 7月17日(金)10:00~11:30 遊びじょうずになる! ~子どもの心をつかむバルーンアート体験~ 講師:トイポップ 今出 和史 氏
- 4 8月 4日(火)10:00~11:30 事故防止と緊急時の応急処置 講師:日本赤十字社 鳥取県支部
- ところ 岸本保健福祉センター
- 対象者 祖父母世代の方、地域の子育て支 援に関心のある方
- 申込み 各回の1週間前までにお電話ください
- その他 託児可 (ご希望の方は申込み時にお知らせください)

好 評

発売中!

申込み・問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 TEL:68-5536

~鳥取県の奥深い話題満載~

県総合情報誌『とっとりNOW』106号

- 取扱/下記協議会事務局、県内各書店ほか定価/309円(税込)
- 発 行/年4回(3、6、9、12月)

美しい山陰海岸を有する岩美町は、大地の遺産を活かした体験できる観光が満載。ココロ 躍る体験の数々をライターがご紹介。特集では、伝統工芸に情熱を注ぐ「鹿野すげ笠を守る 会」の活動にスポットを当てました。



YOW.

問い合わせ先 鳥取県広報連絡協議会(県庁内) TEL:0857-26-7086

伯耆町 建康ポイン 業事象技

プール運動教室 受講生募集

● と き/17~9月の毎週火曜【全10回】 10:00~11:30 ※初回は7月14日

27~9月の毎週金曜【全10回】 10:00~11:30※初回は7月10日

● ところ/ 岸本温泉ゆうあいパル内プール

1水中まめまめクラブ ~歩行運動コース~

健康づくりのために身体を動かしたい方、プールで 運動してみませんか。水中では膝や腰の負担も少な く運動ができます。

②水中まめまめクラブ ~ダイエットコース~

水中でエアロビクスダンスのような運動をすると、 水の抵抗で消費エネルギーが大きくなり、体脂肪を 燃焼させる効果も大きくなります。

申込み・問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 TEL:68-5536

20歳以上で町内在住の方

※持病のある方は、医師にご相談の うえお申込みください。

● 定 員

各15名 (応募多数の場合は選考・抽選)

● 参加料

2,000円 (別途プール利用料が必要)

●申込み

6月19日(金)までにお電話く ださい

鳥取県の最低賃金

「チェックマん」

地域別最低賃金 発効年月日 677_m 鳥取県最低賃金 平成26年10月8日



「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で 働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適 用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- ●18歳未満又は65歳以上の者 ❷雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- €清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ◆電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業に より又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務 に主として従事する者

特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日	最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金	743 円	平成26年 12月25日	①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金 ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
鳥取県各種商品小売業最低賃金	700 円	平成26年 12月13日	④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金 ※派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される

問い合わせ先

鳥取県労働局 労働基準部 賃金室 TEL: 0857 - 29 - 1705

9 広報ほうき 2015 6月号